

山口県で公衆衛生医師として働いてみませんか

山口県では、保健所長等として公衆衛生に従事する医師を募集しています。

募集内容

【職種、募集人員】 公衆衛生医師1名程度（正職員）

- 【応募資格】
- ① 医師免許を有する者（平成16年度以降に取得した場合は臨床研修を終了した者又は終了見込みの者）
 - ② 年度末年齢が原則として60歳以下の者
 - ③ 地方公務員法上の欠格条項に該当しないこと

【配属予定先】 県内7保健所（岩国・柳井・周南・山口・宇部・長門・萩）又は県庁
※ 保健所長の要件を満たさない場合は、採用後、国立保健医療科学院の専門課程を受講していただきます。

【採用方法】 書類審査（履歴書、医師免許の写し）の上、面接により選考

【募集期間】 随時募集（採用者決定後終了）

【赴任期日】 合格者と調整の上決定

【先輩医師からのメッセージ】

山口県萩健康福祉センター（兼）長門健康福祉センター
所長 前田和成（医師）

大学を卒業後、16年間臨床医として病院に勤務しておりましたが、「病院に来られる方々が苦しむ前に、自分にできることはないだろうか」との考えから、平成30年度より山口県の職員として、公衆衛生の仕事をさせていただいております。

臨床から行政へと、仕事の環境が大きく変化することで、当然ながら不安はありましたが、保健所で勤務する上で必要な知識を学ぶ研修が、県外での実施も含め大変充実しています。また、保健所をはじめ、職務の上で関係するスタッフのサポートもしっかりしており、困難も乗り越えてやっています。近年増加傾向にある様々な災害や、新型感染症等の健康危機管理の観点からも、非常に緊張感をもって日々仕事をしており、今までにも増してやりがいを感じています。

医師としてのキャリア形成においても注目されており、社会医学系専門医のプログラムも、山口県職員を中心に、大学や職域の協力を得ながら準備しておりますので、仕事をしながら県内で取得可能です。

ぜひ、私たちと一緒に公衆衛生に取り組みましょう。



採用後の勤務条件等

■ 勤務時間及び休暇

〔勤務時間〕 午前8時30分から午後5時15分（昼休み：正午から午後1時まで）

〔休日等〕 土日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

〔年次有給休暇〕 年20日間（4月採用の場合、採用年のみ15日間）

■ 給与

山口県給与条例の規定により支給します。

【例】 医師免許取得後、

10年の場合、年収 約1,150万円

20年の場合、" 約1,250万円

※上記の金額に、勤続年数や役職等に応じて、管理職手当などが加算されます。

■ 配属・異動等

採用後は、県内の健康福祉センター（保健所）や本庁に配属され、その後、異動もあります。



■ 山口県内の健康福祉センター（保健所）

①岩国健康福祉センター	岩国市三笠町1丁目1-1
②柳井健康福祉センター	柳井市古開作中東条658-1
③周南健康福祉センター	周南市毛利町2丁目38
④山口健康福祉センター	山口市吉敷下東3丁目1-1
⑤宇部健康福祉センター	宇部市常盤町2丁目3-28
⑥長門健康福祉センター	長門市東福川1344-1
⑦萩健康福祉センター	萩市江向河添沖田531-1

【連絡先・お問い合わせ】

山口県健康福祉部厚政課総務管理班

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL.083-933-2710

E-mail : a13200@pref.yamaguchi.lg.jp